

# 平成21年9月定例県議会提出予定案件

(議 決 案 件)

## 公立大学法人山梨県立大学関係

### 1 山梨県公立大学法人評価委員会条例制定の件

地方独立行政法人法の規定に基づき、中期目標等の策定に関する審議や法人化後の業務実績の評価等を行う山梨県公立大学法人評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

- ・要件 教育研究又は経営に関し学識経験のある者
- ・定数 5人以内
- ・任期 2年

<公布の日から施行>

### 2 公立大学法人山梨県立大学の定款を定める件

地方独立行政法人法の規定に基づき、公立大学法人山梨県立大学の定款を定める。

### 3 公立大学法人山梨県立大学に承継させる権利を定める件

地方独立行政法人法の規定に基づき、公立大学法人山梨県立大学に承継させる権利を定める。

## 地方独立行政法人山梨県立病院機構関係

### 4 地方独立行政法人山梨県立病院機構への職員の引継ぎに関する条例制定の件

地方独立行政法人法の規定に基づき、次の組織の職員については、別に辞令を発せられない限り、法人の成立の日において法人の職員となる。

- ・県立中央病院
- ・県立北病院

<設立の登記をすることによって法人が成立する日から施行>

## 5 山梨県営病院の地方独立行政法人への移行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件

山梨県営病院の地方独立行政法人への移行に伴い、山梨県営病院諸収入条例を廃止する等の整備を行う。

### 1 条例の廃止

- ・山梨県営病院諸収入条例

### 2 条例の改正

- ・山梨県立あけぼの医療福祉センター設置及び管理条例
- ・山梨県職員給与条例
- ・職務に専念する義務の特例に関する条例 他 8 条例

< 設立の登記をすることによって法人が成立する日から施行 >

## 6 山梨県営病院事業の設置等に関する条例廃止の件

山梨県営病院の地方独立行政法人への移行に伴い、山梨県営病院を廃止する。

< 設立の登記をすることによって法人が成立する日から施行 >

## 7 地方財政法第 33 条の 5 の 7 第 1 項に規定する地方債に関する許可申請の件

地方財政法の規定に基づき、地方独立行政法人山梨県立病院機構への出捐金に係る地方債について、総務大臣に許可の申請を行う。

限度額 29 億円

※支払利息の一部について特別交付税措置

## 8 地方独立行政法人山梨県立病院機構の中期目標を定める件

地方独立行政法人法の規定に基づき、地方独立行政法人山梨県立病院機構が目指すべき業務運営の指針となる中期目標を定める。

中期目標の期間 平成 22 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日（5 年間）

## 9 地方独立行政法人山梨県立病院機構に承継させる権利を定める件

地方独立行政法人法の規定に基づき、地方独立行政法人山梨県立病院機構に承継させる権利を定める。

## 公立大学法人山梨県立大学及び地方独立行政法人山梨県立病院機構関係

### 10 山梨県地方独立行政法人の重要な財産に関する条例制定の件

県が設立する地方独立行政法人が譲渡し、又は担保に供しようとするときに知事の認可を受けなければならない重要な財産について定める。

予定価格7千万円以上の次の財産とする。

- 1 不動産（土地については、信託する場合を除き、その面積が1件2万平方メートル以上のものに限る）
- 2 動産
- 3 不動産の信託の受益権

<平成22年4月1日から施行>

## 基金関係

### 11 山梨県高校生修学支援基金条例制定の件

経済的理由により修学が困難となる高等学校等の生徒の増加が見込まれることにかんがみ、山梨県高校生修学支援基金を設置する。

- ・高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金により創設（32,628千円）
- ・平成23年度まで

<公布の日から施行>

### 12 山梨県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例制定の件

社会福祉施設等の耐震改修等を促進することにより災害時における社会福祉施設等の安全の確保を図るため、山梨県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金を設置する。

- ・社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金により創設（1,035,027千円）
- ・平成23年度まで

<公布の日から施行>

### 13 山梨県グリーンニューディール基金条例制定の件

太陽光発電施設の導入等により地球温暖化等の環境に関する喫緊の問題の解決に資するため、山梨県グリーンニューディール基金を設置する。

- ・地域環境保全対策費等補助金により創設（646,000千円）
- ・平成23年度まで

<公布の日から施行>

## 14 山梨県障害者自立支援対策臨時特例基金条例及び山梨県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例中改正の件

障害者自立支援対策臨時特例交付金及び介護職員処遇改善等臨時特例交付金に基づく基金事業について、精算業務等に対応するため延長されたことにかんがみ、条例の失効期日を延長する。

平成24年3月31日 → 平成24年12月31日  
<公布の日から施行>

## 15 山梨県安心こども基金条例中改正の件

子どもを安心して育てることができる環境を整備するための事業を拡充して実施するため、基金の対象事業等について所要の改正を行う。

### 1 基金の対象事業

- (1) 保育サービス等の充実のための事業
- (2) 地域における子育て支援のための事業
- (3) 母子家庭、父子家庭等への支援のための事業（高等技能訓練促進費等事業に限る）
- (4) 母子家庭、父子家庭等への支援のための事業（高等技能訓練促進費等事業を除く）
- (5) 児童養護施設に入所している児童等の生活環境の改善その他福祉の増進を図るための事業

（(1)及び(2)は平成22年度末で精算、(3)は平成26年度末で精算、(4)及び(5)は平成23年度末で精算）

2 条例の失効期日延長 平成23年3月31日 → 平成27年3月31日  
<公布の日から施行>

## そ の 他

### 【制定条例】

## 16 富士川町の設置に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件

南巨摩郡増穂町及び鯉沢町を廃し、その区域をもって富士川町を設置することに伴い、関係条例の整備を行う。

- 1 山梨県警察組織条例
- 2 山梨県立学校設置条例
- 3 山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例
- 4 山梨県行政機関等の設置に関する条例
- 5 山梨県流域下水道の設置に関する条例
- 6 山梨県屋外広告物条例

- 7 山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例
- 8 山梨県営住宅設置及び管理条例
- 9 山梨県の事務処理の特例に関する条例
- 10 山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例
- 11 山梨県公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項ただし書の規模を定める条例

<平成22年3月8日から施行>

【改正条例】

**17 山梨県附属機関の設置に関する条例中改正の件**

消防法の一部改正に伴い、傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準の協議及び連絡調整を行う協議会を設置する。

- ・名称 山梨県メディカルコントロール協議会
- ・委員定数 25人以内
- ・委員要件 消防機関の職員  
医療機関の管理者又はその指定する医師  
医療に関する学識経験者の団体の推薦する者 など
- ・委員任期 2年

<平成21年10月30日から施行>

**18 山梨県手数料条例中改正の件**

土壤汚染対策法の一部改正に伴い、汚染土壤処理業許可申請手数料について新たに定める。

汚染土壤処理業許可申請手数料 240,000円

<土壤汚染対策法の一部を改正する法律の許可申請に係る関係規定の施行の日から施行>

**19 山梨県警察関係手数料条例中改正の件**

銃砲刀剣類所持等取締法等の一部改正に伴い、銃砲刀剣類所持許可申請手数料等について所要の改正を行う。

1 手数料の改定

- (1) 銃砲刀剣類所持許可申請手数料 5,400円 → 6,800円など
- (2) 猟銃等所持許可更新申請手数料 5,800円 → 7,200円など
- (3) 猟銃操作等技能検定手数料 21,000円 → 22,000円

他2件

2 手数料の新設

- (1) 銃砲刀剣類所持許可認知機能検査手数料 650円
- (2) 猟銃操作等技能講習手数料 12,300円
- (3) 年少射撃資格認定申請手数料 9,600円

他3件

<平成21年12月4日から施行>

20 平成21年度山梨県一般会計補正予算

21 平成21年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算

22 平成21年度山梨県商工業振興資金特別会計補正予算

23 平成21年度山梨県流域下水道事業特別会計補正予算

24 平成21年度山梨県営病院事業会計補正予算

25 契約締結の件

- ・国道137号新倉トンネル建設工事 2,423,400,000円
- ・主要地方道四日市場上野原線新天神トンネル建設工事 1,123,500,000円

26 変更契約締結の件

- ・峡東流域下水道峡東浄化センター水処理施設建設工事  
743,190,000円 → 778,337,700円 35,147,700円の増  
現契約議決の時期：平成19年12月議会 相手方：飯塚工業・矢崎興業・中村工務店JV

27 和解及び損害賠償額の決定の件

平成16年12月28日に県立上野原高等学校において発生した生徒の転落事故について、和解することとし、損害賠償額を定める。 12,000,000円

28 町の廃置分合の件

南巨摩郡増穂町、鰍沢町 → 富士川町  
<平成22年3月8日から施行>

(認定案件)

1 平成20年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件

2 平成20年度山梨県公営企業会計決算認定の件

(報告事項)

**1 平成20年度山梨県継続費精算報告書**

**2 平成20年度山梨県営電気事業会計継続費精算報告書**

<b>3 和解及び損害賠償額の決定の件</b>	15件	1,488,098円
公務上の交通事故	5件	406,937円
国道上の穴ぼこ事故	1件	132,154円
県道上の落石事故	5件	590,091円
県道上の落木事故	1件	126,525円
県道上の穴ぼこ事故	3件	232,391円

**4 平成20年度健全化判断比率報告の件**

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、監査委員の審査意見を付けて健全化判断比率を報告する。

・実質赤字比率	—	(実質赤字なし)		
・連結実質赤字比率	—	(連結実質赤字なし)		
・実質公債費比率	12.9%		※早期健全化基準	25%
・将来負担比率	247.1%		※	400%

**5 平成20年度資金不足比率報告の件**

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、監査委員の審査意見を付けて資金不足比率を報告する。

・電気事業会計	—	(資金不足なし)
・温泉事業会計	—	(資金不足なし)
・地域振興事業会計	—	(資金不足なし)
・病院事業会計	—	(資金不足なし)
・流域下水道事業特別会計	—	(資金不足なし)

(提出事項)

**1 平成20年度主要施策成果説明書総合計画実施状況報告書**